

会員各位

令和2年4月1日

(公社)岐阜県理学療法士会

会長 舟木 一夫

理学療法士の感染対策の心構えとお願いについて

今後患者数が増加した場合、医療提供施設や介護・障害者施設・事業所の従事者の感染リスクはますます高まります。それらの従事者が感染した場合、医療・介護・福祉の担い手が減るだけでなく、施設内感染対策のために外来、病棟やリハビリテーション等の機能を制限することになり地域の医療・介護・福祉に大きな支障をきたすことになります。そのため、従事者には、全国から不特定多数の人々が集まるイベントへの参加や海外渡航など感染リスクが高い行動を最大限避け、施設・事業所内に感染を持ち込むことがないよう努めてください。

つきましては、施設外からの感染を防ぎ、患者・要介護者・障害(児)者等を守り、地域の医療・介護・福祉体制を継続させるため、下記の事項を徹底してください。

記

・従事先の医療提供施設や介護・障害者施設・事業所は高齢者、障害(児)者や疾患を持つ方を受け入れる施設であり、各自高い責任感をもって施設内感染に注意しなければならない。

・当分の間、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間や不特定多数の人が接触するおそれが高い場所で開催されるイベント等は、クラスター(集団)発生のリスクが高いため参加は控えてください。

・発熱や上気道症状等の症状が発現した場合は、施設長・部門長に報告して指示を受けてください。ご家族に感染が疑われる場合 家族間での感染に注意し、状況を職場に報告してください。

・出退勤時、理学療法前後、食事前、トイレの後などは、手指衛生を徹底してください。